



山形県公報

平成23年4月1日(金)

号 外 (11)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 2
- 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則…………… 3
- 山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する
事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 4
- 職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則…………… 5

訓 令

- 山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………同
- 山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令…………… 6
- 山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 9
- 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令……………同

教育委員会関係

規 則

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第3号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表総務課の項中「、予算係」を「、予算係、企画調整担当」に、同表スポーツ保健課の項中「、学校体育・生涯スポーツ担当」を「、学校体育・生涯スポーツ担当、冬季国体担当」に改め、同条第2項の表総務課の項中「教育企画室、」を削る。

第5条第2項中「前項第14号から第21号までに掲げる事務は教育企画室で、同項第5号」を「、前項第5号」に、「前項第28号」を「同項第28号」に改める。

第11条中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 冬季国体の開催準備に関すること

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第4号**教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則**

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 特別支援教育に関すること

第16条第1項中「及び部」を削り、同項第2号から第5号までを次のように改める。

(2) 研修課

(3) 研究・情報課

(4) 特別支援教育課

(5) 教育相談課

第17条第1項中「総務課及び各部」を「各課」に改め、同項第1号ホ及びへ中「部」を「課」に改め、同項第2号中「学校教育部」を「研修課」に改め、同号イ及びロ中「及び調査研究」を削り、同号ハ中「及び調査研究並びに学校教育指導資料の作成」を「並びに学校教育指導資料の作成（研究・情報課で所掌するものを除く。）」に改め、同号中ホ及びへを削り、同号ト中「ハマで及びホ」を「ニまで」に改め、同トを同号ホとし、同項第5号を削り、同項第4号イ中「生徒指導及び教育相談」を「教育相談及び生徒指導」に改め、同号ハ中「及びロ」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号中「特別支援教育部」を「特別支援教育課」に改め、同号イ中「障がいのある児童生徒（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条並びに第81条第2項各号及び第3項に規定する者で同法第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学するものをいう。）の教育」を「特別支援教育」に改め、同号ロ中「イ」を「イからハマで」に改め、同ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 特別支援教育に係る教科用図書及び教材への指導助言及び調査研究に関すること

ハ 特別支援教育に係る教育相談への指導助言及び調査研究に関すること

第17条第1項中第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 研究・情報課

イ 学校経営及び学校における各教育領域等に係る調査研究に関すること

ロ 幼稚園における各領域並びに小学校、中学校及び高等学校における各教科の教育の内容及び方法等に係る調査研究に関すること

ハ 教科用図書及び教材に係る調査研究並びに学校教育指導資料の作成（研修課で所掌するものを除く。）に関すること

ニ 情報教育に係る研修、指導助言及び調査研究に関すること

ホ 県立高等学校入学者の選抜に関すること

へ 調査研究の検証及び還元並びに学校教育の指導の支援に関すること

ト イからハマでに掲げる事項についての資料の収集に関すること

第17条第2項中「学校教育部」を「研究・情報課」に改める。

第18条第1項第1号中「推せんを受けたもの」を「推薦を受けた者」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「その他」を「その他研修講座の受講を希望する者で、」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第5号**山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則**

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、主任寄宿舎指導員、寄宿舎指導員」を削る。

第21条の表中	実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。	を
	主任寄宿舎指導員	寄宿舎における生徒の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務を担当する。	
	寄宿舎指導員	寄宿舎における生徒の日常生活上の世話及び生活指導に関する業務に従事する。	

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。	に改める。
------	------------------------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第6号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5章を第6章とし、第4章を第5章とする。

第15条第5号及び第16条第2項第4号中「売店、自動販売機」を「食堂、売店」に改める。

第19条第1項中「議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）」を「財産条例」に改める。

第3章を第4章とし、第2章の次に次の1章を加える。

第3章 教育財産の貸付け

（教育財産の貸付け）

第14条の2 教育財産の貸付期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に掲げる場合は、5年を超えることができない。

2 前項の貸付期間は、更新することができる。この場合において、更新の期間は、当該更新のときから、5年を超えることができない。

（貸付けの報告等）

第14条の3 管理者は、その管理に属する教育財産について貸付けがあったときは、速やかに教育長に報告するとともに、教育財産貸付台帳を整備しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を確認し、その内容が適当であると認めるときは、教育財産貸付台帳を整備しなければならない。

（貸付料）

第14条の4 教育財産を貸し付けたときは、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号。以下「財産条例」という。）第7条の2において準用する財産条例第7条第1項の規定により無償又は時価より低い価額で貸し付けるときのほか、適正な貸付料を徴収しなければならない。

（貸付契約書）

第14条の5 教育財産の貸付契約書には、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第131条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 相手方の住所及び氏名（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) 貸付財産の表示及び数量
- (3) 貸付目的
- (4) 貸付期間及びその更新に関する事
- (5) 貸付料、納期及び納入方法並びに延滞金に関する事
- (6) 貸付期間中に県又は国において、公用又は公共用に供するため、必要を生じたときの契約解除に関する事

- (7) 貸付財産の目的外使用、転貸及び権利譲渡等の禁止に関する事
- (8) 貸付財産の原状変更の承認に関する事
- (9) 契約の解除、貸付財産の返還及び原状回復又は損害賠償に関する事
- (10) 借受人の投じた有益費の放棄に関する事
- (11) その他必要な事項
(貸付財産の返還)

第14条の6 管理者は、貸付期間が満了し、又は貸付契約を解除したときは、借受人に借受財産返還届（別記様式第9号の2）を提出させ、借受人と実地に立会いのうえ、当該財産に異状のないことを確認し、その引渡しを受けなければならない。

別記様式第9号の次に次の1様式を加える。

様式第9号の2

借 受 財 産 返 還 届

年 月 日

管 理 者
職 名 殿

借受人 住 所
氏 名 印

下記の借受財産は、借受期間満了（契約の解除）により、年 月 日付けをもつて返還しますのでお届けします。

記

- 1 当該財産の名称、所在、区分、種目及び数量
- 2 契約締結年月日
- 3 契約期間満了（契約の解除）年月日
- 4 借受目的
- 5 借受期間
- 6 借受料金
- 7 その他必要な事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第7号

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

山形県事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する教育委員会の権限に属する事務の範囲を定める規則（平成13年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「第2条第2項の表第2項第1号」を「第2条第2項の表第3項第1号」に改め、同表第2項中「第2条第2項の表第2項第2号」を「第2条第2項の表第3項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会規則第8号

職員の駐在制度に関する規則の一部を改正する規則

職員の駐在制度に関する規則（平成18年4月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「スポーツ保健課において処理するスポーツの競技力向上に関する事務」を「次の各号に掲げる事務」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 文化財保護推進課において処理する埋蔵文化財の普及啓発に関する事務
- (2) スポーツ保健課において処理するスポーツの競技力向上に関する事務

第3条中「前条の」を「前条各号の」に、「山形市松山二丁目11番30号にスポーツ保健課の」を「次の各号に掲げる場所に駐在事務を所管する機関の」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 第2条第1号の事務については、上市市弁天二丁目15番1号
- (2) 第2条第2号の事務については、山形市松山二丁目11番30号

第4条及び第5条中「スポーツ保健課長」を「駐在事務を所管する機関の長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第1号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 長 南 博 昭

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程（昭和38年8月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)庁印の項4の2の項中 「辞令用」 を 「公文書及び辞令用」 に改め、同表第

1(1)庁印の項中

5	山形県教育庁各課印	方24	公文書用	教育庁各課長
6	削除			
7	山形県教育庁各事務所印	方24	公文書用	各教育事務所長
8	山形県立各学校印	方24	〃	各県立学校長
9	〃	方45	卒業証書用	〃
10	学校以外の各教育機関印	方24	公文書用	各教育機関の長

5	削除			
6	削除			
7	削除			
8	削除			
9	山形県立各学校印	方45	卒業証書用	各県立学校長

を

に改める。

別表第2(1)庁印の項中	7	8・9	10
	山形県教育 庁何々 教育事務所印	山形県立 名々 学校印	山形県 (教育機関名) 印

を

7	8	9
削	削	山形県立 名々 学校印

に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第2号

庁 中
教 育 機 関

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会文書管理規程（昭和42年4月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第1項中「(昭和56年内閣告示第1号)」を「(平成22年内閣告示第2号)」に改める。
- 第24条第1項第1号中「公告」を「公告（第20条第3項の規定による承認を受けたものを除く。）」に改める。
- 第41条第1項「30年」の区分中第20号を第21号とし、第19号の次に次の1号を加える。

(20) 簿冊等の廃棄の記録

第41条の次に次の1条を加える。

(文書分類表の整備)

第41条の2 主務課長は、第39条第2項に規定する簿冊等及び同条第3項の規定による分類に付す標準的な名称（以下「標準簿冊名等」という。）を定めるものとする。

- 2 主務課長は、標準簿冊名等を系統的に整理した表（以下「文書分類表」という。）を作成するものとする。
- 3 主務課長は、前項の規定により文書分類表を作成したときは、速やかに当該文書分類表を総務課長に提出しなければならない。
- 4 総務課長は、必要があると認めたときは、主務課長に対し文書分類表について指示し、又は当該文書分類表を変更することができる。

第49条第2項中「総務課長において保存文書を破棄する場合は、当該文書の主務課長に対して、文書保存期間満了通知書（別記様式第10号）を送付しなければならない。この場合」を「前項の場合」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定により文書（第41条第1項に規定する保存年限1年の文書を除く。）を廃棄するときは、次に掲げる事項を記載した廃棄の記録を作成しなければならない。

- (1) 文書分類記号
- (2) 簿冊等の題名
- (3) 簿冊等の作成年度
- (4) 保存年限
- (5) 作成時の主務課
- (6) 廃棄時の主務課
- (7) 廃棄年月日

別表第2号(4)高等学校等の項の表中

山形県立酒田聾（ろう）学校

酒聾（ろう）

を

山形県立酒田特別支援学校

酒特

に改める。

別記様式第2号を次のように改める。

様式第2号

記号番号	第 号	分類記号	・	・	保存年限	年
収 受	年 月 日	簿 冊 名				
起 案	年 月 日	起案者 所属名 職 名 氏 名	課 (電話)			
決 裁	年 月 日					
施 行	年 月 日	文書取扱主任者	業務総括者	業務管理者	公印管理者	
施行上の取扱い	委員会付議 例規 公報登載 外部公表 電子メール					
題 名						
教育長 課長 (合議)						
(伺い)						

山形県教育庁起案用紙（甲）

備考1 裏面の様式は、山形県教育庁起案用紙（乙）と同様とする。

2 業務総括者及び業務管理者とは、山形県教育委員会業務管理規程第3条に規定する業務総括者及び業務管理者をいう。

.....
--

山形県教育庁起案用紙（乙）

別記様式第10号を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第3号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第37条中「青年の家及び」を削る。

別記様式第8号の注書を次のように改める。

（注）この診断書は、結核性疾患に係る休暇申請書及び職場復帰願並びに復職願に添付すること。

別記様式第9号の注書を次のように改める。

（注）この診断書は、休暇条例施行手続別表その他の項（3の2）に掲げる場合の特別休暇に係る承認申請書及び職場復帰願並びに結核性疾患以外の傷病による休職に係る復職願に添付すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

庁 中
教育機関（県立学校を除く。）

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

山形県教育委員会
委員長 長 南 博 昭

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第29条第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号から第9号までを3号ずつ繰り上げる。

第30条第4項を次のように改める。

4 所属長は、結核要療養休暇又は特別休暇でその期間（年次有給休暇に引き続く結核要療養休暇又は特別休暇にあつては、その年次有給休暇の期間を合算した期間）が30日を超えるものを承認した場合は結核要療養（特別）休暇承認報告書（別記様式第33号）により教育長に報告しなければならない。

第31条第2項第1号中「休暇条例施行手続」を「職員の休日及び休暇に関する条例の施行手続（昭和26年12月県人事委員会規則6-3。以下「休暇条例施行手続」という。）」に改め、同項中第22号を第23号とし、第9号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第29条第1項第4号の場合を除く」を「服務規程別記様式第10号による」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「第29条第1項第2号の場合を除く」を「休暇条例施行手続別記様式第3号による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）結核要療養休暇承認申請書（休暇条例施行手続別記様式第3号による。）

別記様式第33号中「特別休暇承認報告書」を「結核要療養（特別）休暇承認報告書」に改める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第30条第4項及び別記様式第33号の改正規定は、平成23年4月1日以後に承認したものについて適用し、同日前に承認したものについては、なお従前の例による。

平成23年4月1日印刷
平成23年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056